

研究センターニュース第82号

巻頭エッセー

## 生活文化の再創造を

愛知文化団体連絡会議顧問  
愛知書房 田中義二

ある会合でお節料理が話題になった。私は、お正月に岩倉の知人宅に招かれた時のことを思い出していた。もう、昔のことだ。お酒とともに川魚や川エビの料理が重箱にきれいに盛られて出てきた。木曾川の恵みだという。私は大阪育ちなので、名古屋に来てお餅とモチ菜だけのお雑煮に驚いたが、川魚のお節も初めてだった。軟らかくおいしかった牛蒡や蓮根など根菜類も、木曾川が運んだ肥沃な土の産物らしい。この地に根をはった家族の食事をうらやましく思った。

ところが、話題になったのは料理の内容ではない。生協でお節セットを売っていることの是非であった。娘が家にいた頃我が家では、大晦日が正月料理の日。妻は間わず語りで妻の母や私の母の料理を娘に伝えた。今は奈良にいるその娘は、地元の食材を使いながら孫にそれを伝えている。料理を一緒に作ることは、調理の方法はもちろん地域に伝わる食材の性質と効能、利用方法など生活文化を伝えていくことだと思う。

だからお節は家庭で作るものだ、それを生協が作って売っているものか、というのが論点だった。もちろん、性急に結論を出すことが目的ではない。共働きが普通になって、そのうえ年末年始も休みが短くなっている。お節なんか作っている時間がない。手の込む物は買えばいい、その方が効率的だ、という家庭もある。だから、「安全安心なお節です」と生協商品を開発し売るのである。だが、そのことに売る側も利用する側もなんの躊躇もないのだとしたら、それでいいのか、と思う。これは生活の後退で、生活文化の破壊ではないか、これでいいのかと考えることが必要だと思う。生協活動の一つとして生活を考えること話し合うこと、つまりは人を育て合う協同もあっていいのではと思う。

事は正月休みとお節だけではない。教育費の捻出だ、今の生活維持のためだと両親は目をくぼませるほど働かねばならない。GDP世界3位。さも豊かに聞こえるが、庶民の生活にその実感はない。経済とは本当は生活を豊かにするためのものなのに…。したがって、家族揃って食事ができない、子どもに本を読んでやる時間もない、隣近所との付き合いもギスギスし、町内会の行事もままならない、ましてやみんなで歌ったり踊ったりすることもない…と、生活文化も崩壊している。私が子どもの頃の田舎では、農業水路の管理、生活道路の補修は組でやった。葬具も組が所有し、どの家の葬儀もそれを使った。だんじり(山車)は字が所有し管理した。祭りの時は俄(芝居)をする。それらを行うのは、行政(村)から経済的にも自立した組織である。その農民が工業化への変化の中で労働者となり都市へ集められた。バラバラのまま。そして半世紀を経たが、都市ではまだ有効な生活文化を作り出し得ていないのではないのか。

更に近年は商道德の頹廃が進み、先客の食べ残しを次の客に出してまで金儲けしようとする料亭が現れる。だがしかし、客が常に食べきれないものを注文し、残り物をつくっているということの裏返しでもある。もったいない、という生活文化が崩壊していることが不純な経済行為を作り出しているとも言えるのではないだろうか。

生協は生活文化の向上を目的としていると聞く。かつてあった地域共同体の生活文化を今と未来のために再創造する取り組みを強めてほしい。そこには購買生協も医療生協も垣根はないはず。「おしゃべりパーティー」「いっぷく運動」などを地域に公開し、広める活動が急がれると思う。それは、地域を再生し、日本再生へと続く道であり、さらには生活文化がその土台であるという意味で、芸術文化興隆への道であると思っている。

研究センターNEWS

特定非営利活動法人  
地域と協同の研究センター

## 冬水田んぼの取り組み

昨年、三重県で冬水田んぼの取り組みが行われました。冬水田んぼとは、イネの刈り取り後、10月頃から田んぼに水を張り、水管理を年間通して行うものです。田んぼの生き物の力を借りて米作りを行う「生物多様性農業」の取り組みです。取り組んだのは、津市白山町三ヶ野営農組合、コープみえ、農業・農協問題研究所三重支部の3団体です。1月15日に食と農パネル世話人会で村上一彦さんが報告された内容を、紹介させていただきます。

### ◆◆ 冬水田んぼとは ◆◆

田んぼに、冬、水を張ることによって、春の田植え前にプラントンやトンボ幼虫のえさになるユスリカなど色々な生物が発生、活動し、田んぼの中は多様な生態系を形成するようになります。ポイントはイトミミズが大量繁殖することです。それにより、肥沃な土壌が生まれ、化学肥料や農薬に頼らずに米作りができるのです。めざすことは、生きものの豊かさをとりもどし、有機栽培による環境にやさしい米づくりをすることです。私たちは、生産者と消費者で手をつなぎ、元気な農業と、安全・安心な食べものを手に入れ、楽しく遊びながら、地域の環境、生態系、農林業、食を学ぶ機会にもなると考えました。

### ◆◆ 草取り・水田作りから収穫まで ◆◆

2007年秋、オーナーの募集をし、集まったのは12人です。オーナーの年会費は一人1万5千円。12月には水をたくわえるためのビオトープ作りを始めました。借りたのは、20年間作付けしていない休耕田18アールです。中山間地にあるので、午前中の日照はいいのですが、午後近くにある杉林にさえぎられて、日照時間が少ない土地でした。その内3アールをビオトープにしました。まず雑草をとり、池に水を引き、メダカ、ドジョウ、水生植物を移植しました。4月には、鹿や猪が出るので、獣害防止柵を作りました。5月に田植えを総出で行いました。全部手植えは無理なので、田植機も使いました。その後、肥料にくず大豆や米ぬかを散布しました。初めての田んぼで肥料の加減がわからないので、一株の茎数が多くなってしまいました。夏には、田んぼの除草と畦草刈りを毎週行いました。手押し除草機を使いましたが、なかなか大変な作業でした。その間、休憩所も手作りし、生き物調査も親子で楽しく行いました。カエル、ゲンゴロウ、ミズスマシ等はおなじみですが、カスミサンショウウオは卵から幼生、成魚まで観察することができ、一同大感激でした。8月下旬の雨で稲



が倒れたのと、イモチ病が発生したことで頭を痛めました。広がらないように一部刈り取りもしました。収穫も、倒

れた稲とぬかるんだ田んぼに悪戦苦闘。手刈りが多くなりました。はざ掛けもしました。収穫は350kg。営農組合からの寄付もあり、何とかオーナー一人30kgを渡すことができました。収穫祭では、ご飯・豚汁・手作りこんにやくを味わいました。これが縁で、地元のみなさんにこんにやくの作り方を教わることもできました。常時、営農組合の方々から指導をいただいたおかげで、いい取り組みができたことに感謝しています。

### 荒廃していた水田をよみがえらせる

### ◆◆ 2年目に向けて ◆◆

2009年も2月にオーナー説明会を行い、9家族の応募があり、取り組みが始まりました。米作りだけでなく、雑木林の間伐、椎茸の菌打ち、山菜採りと料理、草木染め、生き物調査等々、みんなで楽しく活動していきます。

#### 村上一彦さん(研究センター理事)からのメッセージ

生態系を守り豊かにする持続可能な農業を実践し、地域住民にも理解され支持が広がれば、今日の農産物の輸入拡大と価格暴落の中で農業存亡の危機にあっても、地域農業を守る確かな力になると思います。

#### 森一代さん(冬水田んぼ・オーナー)からのメッセージ

作業は大変でしたが、いっぱい汗をかいて自分が作ったお米の味は格別でした。冬水田んぼを実施するには、水利権の問題があり、どこでもできることではありませんが、多くの方に経験してもらいたいです。今年も子ども達といっしょに農業体験ができることを楽しみにしています。

(文責:伊藤小友美)



が倒れたのと、イモチ病が発生したことで頭を痛めました。広がらないように一部刈り取りもしました。収穫も、倒

# 生物多様性条約第10回締約国会議 Conference of the Party 2010年に名古屋市にて開催・・・どうということかな??

## 「東山の森づくりの会」の代表・滝川正子さんをお招きして学ぶ

講師の滝川正子さんは、中学生150人に身近な生物の認知度について聞いた結果(表)を話されながら、「私たちが体験したことが、いまの子どもたちでは空白になっている。いのちをもらって生きていることがわかるだろうか?いま、野生の社会での生き死を知らない若者を育てている。カエルやツバメ、クズや大根の花を知らなくても、生きていくことはできるだろう。しかし、周りの人や自然との関わり、生き生かされる関係のなかで、子どもたちには生きてほしい」と語られた。

中学生150人	カエル	ツバメ	クズ	大根の花
熟知	6%	10%	1%	2%
みたことある	29%	26%	2%	10%
知識として	19%	19%	4%	22%
知らない	46%	45%	93%	66%

Today is bird, tomorrow is man 鳥が死ぬ状態が広がっている、次は人間だ。

ツバメは9月のおわりごろに湿地の草むらに大結集する。そこで何日か過ごし体力を貯え、ある日いっせいに飛び立ち南の国に帰っていく。その集結する湿地がなくなっている。一つの種の絶滅は、人が生きる地球という星の環境が壊れ失っていくことにほかならない。

### 生物多様性条約の成立に至る経緯

1970～1980年代 酸性雨や地球温暖化など、地球環境問題が表面化する。

1973年 ワシントン条約:絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約

1975年 ラムサール条約:水鳥の生息地の保存に関する条約

1992年 地球サミット:リオ・デ・ジャネイロにて環境と開発に関する国連の会議

→ 気候変動枠組条約、生物多様性条約を締結

1993年 日本が条約批准

批准こともない生物多様性国家戦略がつくられ、2007年には第3次改訂がなされた。環境省の政策だが、縦割り政治が反映してちぐはぐな開発が依然として進行している。

戦略を活かした生物多様性の保全を行うには、その理念を十分反映した国内法が必要だが、国民の関心も弱く制定に至っていない。

### 生物多様性条約の3つの目標

- ・多様な生物をその生息環境とともに保全すること
- ・生物資源を持続可能であるように利用すること
- ・遺伝資源の利用から乗ずる利益を公正かつ衡平に分配すること

### 2002年目標の検証

締約国は現在の生物多様性の損失速度を2010年までに顕著に減速させる。

### 2010年目標の設定

- ・遺伝子資源へのアクセスと利益配分の国際的枠組み
- ・遺伝子組み換え生物の国境を越える移動から生じる損害について責任と救済
  - ・海洋および沿岸の生物多様
  - ・保護区域 など

この条約は世界で182ヶ国が批准しているが、アメリカ、中国は批准していない。それは条約の目標3を認めないからである。

カルタヘナ議定書第5回締約国会合 MOP 5: Meeting of the Parties5 も開催される

カルタヘナ議定書とは

遺伝子組み換え生物による生物多様性保全および持続可能な利用への悪影響を防止するため、遺伝子組み換え作物などの輸出入時に、輸出国側が輸出先の国に情報を提供、事前同意を得ることなどを義務づけた国際協定

環境と調和した経済の創造を迫られているいま、COP10やMOP5は重要な指標や考えを提示する場ということがわかった。COP10の名古屋開催について、「ハードルを低くしてビジネスにおきかえていく日本に開催する資格はない」と世界のNGOから非難の声もあった。実際に尾張の東部丘陵地を削って「環境万博」を行い、そのための理由として東海環状道を開通させ、三河湾に空港をつくる。東海の水は余っているにもかかわらず、設楽の集落を水底にさせ、豊川の水を濁らせ、三河の海をいっそう貧酸素状態にさせるであろう設楽ダム建設の予算がついた。持続可能な社会や生物多様性の保全といっても、現実政治ではあきらかに経済活動優先の開発がすすめられ、あまりにも遊離した感がある。それだからこそ、開催する日本の国民、地元名古屋市民がどれだけ世界の人々と連帯して環境保全に立ち向かう足場をつくる重要なチャンスである。遺伝子組み換え作物に敏感な組合員をかかえる生協こそ、この会議の開催にむけて学び発信することがゆたかにあるといえるのではないかと。

バイオリージョンbioregion 気候・地形・流域など自然の特徴によって、一つのまとまりを持った生命圏と認められる地域と呼ぶ考え方が認知されるようになってきた。名古屋市は木曾川流域圏を考え、生物多様性とその保全に関する責任を果たすべき最重要エリアである。

## 食と農パネル報告

## ともに考えよう！ 私たちの食料の未来

食と農パネルでは、11月14日（金）、「食料の未来～市民・農業者・企業・行政の協働をめざして～」というテーマで有本信昭氏（岐阜大学地域科学部教授）の特別講演会を企画しました。参加者は14名（男性7名・女性7名）でした。講演に先立ち、農水省作成のDVD「食料の未来を確かなものにするために」を鑑賞しました。

## 《講演要旨》

食糧・農業・農村政策推進本部長を内閣総理大臣として、農林水産大臣主催の「食料の未来を描く戦略会議」が2007年7月から2008年5月までに5回開催され、「食料の未来を確かなものにするために」（国民へのメッセージ）を採択されました。その内容は、

- ① わが国の食料供給力は弱い、
- ② 食生活の乱れが引き起こすさまざまな問題、
- ③ 広く理解と共感を得る、
- ④ 国内の農業資源の有効活用、
- ⑤ 消費者の国産ニーズに応える努力、
- ⑥ そのための長期的・戦略的な取り組み、
- ⑦ 食料の安定供給は国の責務、
- ⑧ 食料の未来を確かなものにするために

からなっています。

現在、全国13の地域版「食料の未来を描く戦略会議」の活動があり、東海では愛知で行動計画を検討してきました。ここでは、東海地域の農業と食料自給率の特徴、愛知県の産業の特徴、最近の「食の戦争」とも言われる食料事情も考え、県内自給率向上のための生産・流通・消費の2つの対応として、①県外移出の多い大・中産地の維持発展（見かけ上の自給率向上）と、②中・小規模の農業経営を含む地産地消や家庭菜園・市民農園などの発展（実質的な自給率向上）の両方が必要だと言われています。

食料に関わっては、生産⇒加工・流通⇒購入⇒摂取⇒廃棄・循環と、それぞれの段階で多様な経済主体がいて、その相互の関係があり、さまざまな考え方・価値観があります。それらがつながりあって、「食」の連関をつくっています。自給率向上の国民運動成功のためには、長期的に考えることが必要です。誰にでも、未来はあります。そして、長期的に考

えた結果を、短期的な生活スタイルに活かすようにします。

具体的には「①米の価値を見直し、②食糧の持続可能性を探り、③日本の農業復興のために、今、消費者ができることを実行する」ことが

大事です。そのためにも長期的大局的に考え、多くの国民・市民との議論（情報の提供と共有化）を活発にしていける必要があります。

## 《講演を聞いての質疑から》

- ・農業の後継者不足が気になっています。企業化してすめられないかと思います。
- ・夫の実家が農家でハウスきゅうりを作っています。耕作放棄地が増えています。国の政策で就農支援ができないのかと思います。
- ・今年初めて米作りをしました。大変さを、身をもって体験しました。生産者の直売所に行くと、昼にはもう買うものがないくらい好評です。みんなが買うだけの量が収穫できないのかと思いましたが、作ってみると大変なことがよくわかります。農業の体験をして小さな子どもが感動するのを見ると、もっと体験してほしいと思います。そんな感動を広げたいと思います。
- ・農業をやってみたくて、夫の実家へ引っ越したのですが、米屋は近くにはありません。地元の米を、近くの米屋で手に入れることができるかと思っています。学校教育での給食も大事です。生協は、企業ではなく、生産者とのパイプもあるので、いろいろな活動に取り組むかと思っています。
- ・自給率は以前から問題になっていますが、まだどうにもならないのかと思います。おしつけられる話ではありませんが、生協で取り組んでいる「あいちを食べよう」ということにはとても共感できます。共同購入の商品案内であいちのページを作るとか、店舗でそういうコーナーを作るなどの努力が必要でしょう。
- ・ご飯を食べることの重要性がよくわかり、うれしく思いました。

以上の質疑から、生産者と消費者の願いをドッキングさせることが大事であり、生協の役割としては、情報の受発信も大事であるとのまとめがありました。

食と農パネルでは、乖離しがちな食と農を両方いつも念頭に置いて、知り知らせ学び合うこと、現地へ行くことも含め自らの目・耳で確かめることを大切に、取り組みを進めていきます。会員のみなさんのご参加をお待ち申し上げます。

（文責：伊藤小友美）



# 市民・農業者・企業・行政の協働をめざして



岐阜大学地域科学部 有本信昭

「日頃感じていること、研究センター会員に発信したいこと」を要請され、今、学期の終わりですので、学生との「葛藤」に引き寄せて、いくつか述べたいと思います。

## 1. 「見えないところを、見れるように」

後期の授業の一つ「協同組合論」では5回、協同組合関係者の「ゲスト・スピーチ」をお願いしました(岐阜大学生協、コープぎふ、有償援農グループ野良の会、全農岐阜県本部、JA岐阜中央会)。協同組合の現場を少しでも実感し、親近感を持ってもらいたいためです。

最後の授業で「多少、恩着せがましいかもしれないが」と断って、こう言いました。「先生は『5回も授業をサボれて、楽しんでる』と思っているかもしれないが、これでいろいろ大変なのです」と。スピーカーとの打診、上役への派遣要請書の送付、基本は「無報酬」としつつも多少の謝礼ないしは記念品の用意(自腹を切って)、学生の感想文のコピーと送付などを話し、「目の前に見えること以上の、見えないところを見れるようになってほしい」、それは他者との「協同」の前提たる「コミュニケーション」の要諦であり、「物事を系統的・体系的につかみ、対処できることにつながる」と。その辺は、「キョウザ事件の向こう」の「向こう」に通じるものだと思います。

「自ら体験すれば、誰にでもわかること」だと思いますが(「米作りの大変さを実感」など)、直接体験しないでも話を聞いたり、映像を見たり、さまざまなやり方で「見えないところ」や「向こう」を「想像する力」をつければ、「人はもっと他者に優しくなり、共感でき、連帯できるのに」と思います。

## 2. 相手の望む「少し先」、「少し上」に焦点をあてる

この「協同組合論」では、3年生11名、2年生20名が受講しました。授業を受ける態度(集中して聞く、ボーと聞く、遅刻、私語、居眠り、内職など)は様々です。これは授業を受ける理由(「協同組合を知りたい」、「ただ単位がほしい」など)によっていると思います。「学び」は、本質的に主体的なものであるとともに、その人の持つ条件に合わせた個性的なものであると思います。31人には、31通りの聴き方、さきほどの「想像の仕方」、受け止め方、学び方があるのだと思います。その多様な学び方に合わせた接し方が長期に(大学では原則4年間)求められるのだと思います。そうした「きめ細かな対応」が実現すればよいのですが、31人対象の授業では限界があります。ポイントは、学生の望む「少し先」、「少し上」に焦点をあてて、具体的な学びの過程を整備してあげる、そして整備し続けることだと思いますが、これがなかなか大変です。

人と人との「協同」も同様ではないでしょうか。こうした主体性と多様性を前提とし、人に「見えないところ」で、大変な時間と労力とそして多少のお金をかけないと創りあげられないものだと思います。また大きな飛躍を急に求めるのではなく、相手の望む「少し先」、「少し上」に焦点をあてて、地道に取り組むのが賢明とも思います。まさに「一人の百歩より、百人の一步」です。

「日頃感じ、センター会員に発信したい」ことは、「見えないところ」や「向こう」を見られるような「想像する力」を、より強く、より多くの方々に持ってほしいと思います。もちろん「それどころじゃない」、「日々のくらしで精一杯なんです」という意見も多いとは思いますが、結局は、こうしたやり方が、自分や自分の家族の幸せをより確実に実現する道筋ではないかと思います。

### 岐阜大学地域科学部 2008年度 協同組合論

1. 3つの主要な経済主体の存在
2. 抽象、法人、株式会社、NPOとセクター論、会社法など
3. 最も身近な協同組合(大学消費生活協同組合)の仕組みと事業
4. 絶対王政、資本論
5. ロッチデイル物語(イギリス)
6. 産業組合、戦後改革(日本)
7. 戦後の協同組合(農協と生協を中心に)
8. 協同組合と地域社会(地域生協・コープぎふ)
9. 協同組合と地域社会(地域生協・有償援農グループ野良の会)
10. 協同組合と地域社会(農業協同組合・岐阜県JA中央会)
11. 協同組合と地域社会(農業協同組合・全農岐阜県本部)
12. 環境問題と協同組合(環境生協)
13. 労働者協同組合と社会的企業

# 資料 2010年春に向け食料・農業・農村基本計画の見直し作業始まる

農林水産省では、食料・農業・農村基本法にもとづいてつくっている「食料・農業・農村基本計画」の第3次計画策定の作業を2008年1月から開始しています。食料・農業・農村政策審議会・同企画部会を軸に検討をすすめ、2010年3月には新計画を決定する予定です。また2月には農政改革関係閣僚会合が発足し、経済財政諮問会議でも「農業改革の論点について」が審議されるなど、農業改革・農政改革の議論も加速されています。

地域と協同の研究センターでは、こうした政府による計画検討と並行し「東海の生協の食料・農業政策の論点と見解」(仮称)の取りまとめ作業に入っており、3月の研究センター理事会では中間報告も予定しています。そこで、農林水産省ですすむ基本計画の見直しに関する資料を以下紹介することになります。

2009年1月27日に開催された第20回食料・農業・農村政策審議会・第6回食料・農業・農村政策審議会企画部会合同会議では、次のような検討項目(案)が示されました。

## 新たな食料・農業・農村基本計画の検討項目(案) (議論の素材)

中長期的には、世界の食料需給がひっ迫することが見込まれる一方、我が国農業の生産構造の脆弱化や農村地域の疲弊が深刻化している。

このような中、我が国農業の持続可能性を確固たるものにし、我が国のみならず、世界全体の食料需給の安定化に貢献する観点から、これまでの政策を検証した上で、国民的議論を踏まえて、現行の食料・農業・農村政策をあらゆる角度から見直すべきではないか。

### 1. 国民の食料供給を担う農業の持続的な発展

消費者が求めるおいしく安全な農産物を効率的・安定的に提供することができる元気な農業経営を育成・確保することを通じ、農業を魅力あるものとし、食料自給力を向上させるべきではないか。

- (1) 元気な担い手の育成・確保と経営の発展、多様な経営体の参画
- (2) 限られた農地の最大限の確保と有効利用
- (3) 水田フル活用など国産農産物の積極的な活用に向けた新たな農業の展開、輸出の促進
- (4) 農地の生産性を向上させる生産基盤の整備
- (5) 我が国の高品質な農産物を効率的に生み出す高度な技術の開発・普及
- (6) 農業の自然循環機能の一層の向上

### 2. 国民生活の基礎である食料の安定供給の確保

我が国の農林水産業・食品産業が提供する食品が消費者から一層選択され、食料自給力の向上につながるよう、安全で国民から信頼される食料供給体制を構築し、消費者への情報提供を充実させるべきではないか。

- (1) 我が国の食の安全と消費者の信頼の確保
- (2) 栄養バランスのとれた我が国の食生活の維持・継承
- (3) 消費者と直接関わる食品産業の振興
- (4) 食料輸入国として、不測時にも安心できる食料安全保障の確立

### 3. 地域に雇用とにぎわいを生み出す農村の振興

現下の厳しい経済情勢の中で、農業生産の基盤をなす農村地域が明るさを取り戻し、経済の活性化や雇用拡大、多面的機能の発揮が図られるよう、再生産可能な地域の生物系資源を活用し、農業を起点とした「資源総合産業」を確立するとともに、国内外の様々な人々が自由に交流できる場となる環境を整備すべきではないか。

- (1) 農業が循環型産業である特色を活かした地域フロンティア産業の確立
- (2) 地域に雇用と活力を与える農村経済の活性化
- (3) 農村集落・中山間地域等の維持・再生
- (4) 人々にやすらぎをもたらす良好な農村環境の保全・形成、多面的

### 4. 国民生活の安心につながる食料自給力・食料自給率の確保

以上の取組を通じて、不測の事態にも国民が安心して食生活を送ることができる食料自給力を確保すべきではないか。

また、消費と生産両面の取組の結果として、目標とすべき食料自給率の示し方及び水準を明らかにすべきではないか。

#### 食のあり方、農林漁業のあり方を見直す機会に

国内の農林漁業の危機の深まりだけでなく、気象異変による農産物生産の不安定化が拡大し、中国・インドなどの経済発展に伴う食糧需要の増大、また投機ファンドの穀物市場における先物買いによる価格高騰、さらにバイオエネルギーへの転換加速に伴うトウモロコシ価格の上昇とこれに連動する大豆価格上昇、石油価格上昇による石油依存の農林水産業における生産体制の行き詰まり等々、国際的な視点からの食料需給構造も重要な問題となってきています。

WTO 農業協定にもとづく日本でのミニマム・アクセス米に発生した事故米の不正転売、偽装表示、中国でのメラミン混入牛乳による汚染食品の中国国内での死亡を伴う健康被害が、食品輸出により日本を含めた海外での食品汚染にまでひろがるという食品事故・事件のグローバル化…。

これら矢継ぎ早の食品問題の顕在化は、いよいよ食の「日常性」の構造的な歪みが押さえきれないところにまで来ているのではないかという実感を深めます。今回の基本計画の見直しを契機に食料・農業のあり方を深く考えることが大切でしょう。

# 「協同労働の協同組合」法制化へ運動すすむ

日本では生協法、農協法など、各種の協同組合はそれぞれ根拠となる法律をもっていますが、労働者による生産・サービス協同組合に関する法律は制定されてきませんでした。そこで労働者協同組合、ワーカーズコープ、ワーカーズコレクティブなどの実態をもつ団体が加盟する日本労協連、ワーカーズコレクティブ・ネットワークジャパンなどを中心に、協同労働の協同組合の法制化を求める運動がすすめられてきました。最近の状況と法制化をめぐる課題について紹介します。

## ひろがる働く者の協同組合

労働者協同組合・ワーカーズコープとは、働く者が自ら出資し、働き、運営に参加する協同組合です。

日本では根拠法がないため、暫定的にNPO法人や企業組合法人などの法人格を取って活動している団体や任意団体として活動している団体も多くあります。

高齢者介護、子育て・障害者支援、レストラン・仕出し弁当・手作りパンの店などの食事サービス、リサイクル・エコロジー・手作りショップ・安全な石鹸で清掃事業、廃食油から石鹸を作るせっけんプラントなどの環境関連事業、ビルメンテナンス、安全な住まい作りの相談、料理教室・カルチャー講座・保育編集、ビデオ製作、印刷 など地域に根ざした広範な仕事が労働者協同組合・ワーカーズコレクティブなどによって担われています。

1980年のICA(国際協同組合同盟)モスクワ大会に報告された「西暦2000年における協同組合」(通称レイドロウ報告)では、労働者協同組合を「労働者と職場との間に新しい関係を築き、もう一つの産業革命をもたらす最良の手段である」と高く評価しています。非正規雇用労働者の拡大や「派遣切り」「雇い止め」など「働くこと」の尊厳を歪める労働実態がひろがるなか、雇われて働くのではなく、働く者自身が協同で事業をおこし、働く場を創出していこうという新しい協同組合への期待は広がっています。

## 国会での法制化を求める動き強まる

こうした期待を背景に、2000年には協同労働の協同組合法制化市民会議が発足し、2007年11月には愛知でも法制化市民集会が開催されました。協同労働あいち市民・労働者ネット(仮称)設立に向けた相談も始まっています。

また2008年2月には、「協同出資・協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が発足し、衆議院議員の坂口力議員(元厚労相)を会長として、全会派代表が副会長に就くなど議員立法に向けた取り組みがすすんできました。地方議会でも法制化を求める意見書・請願の採択も相次いでおり全国で416議会、愛知県では名古屋市、清須市、北名古屋市、知立市、愛西市、一宮市、津島市、三重県では松阪市などの議会で採択が行われています。

## 議員連盟のもとでの法案検討もすすむ

こうしたなか、法案検討も議連役員のみならず、法制化市民会議との協議も行われています。そのなかで、①人の設立を認める方式として、法律上の要件を満たしていれば登記により設立を認める準則主義か、行政による審査手続

きを要する認可主義をとるか、②非営利性にもとづく税制上の優遇措置適用の可否、そして③労働者協同組合の仕事に従事する組合員の「労働者」性の認定が、おおきな整理課題とされてきました。

設立方式は、現行の生協法、農協法での認可制が採用される可能性が強く、税制措置は税法上の調整課題になると思われます。三番目の「労働者」性とは、労働者協同組合及びその組合員に労働保険を適用するか否かという点に違いを生みます。つまり雇用保険法や労働災害補償保険法、厚生年金法では「労働者」を、労働基準法第9条での「労働者」の定義、「職業の種類を問わず、事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者」に基づき解釈しているため、労働者協同組合の従事者を「雇われない働き方」と理解すると、適用不可となります。法案作成では、この点をめぐり最後の詰めが行われています。

## ○雇用保険法

第一条 雇用保険は、労働者が失業した場合及び労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に必要な給付を行うほか、労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合に必要な給付を行うことにより、労働者の生活及び雇用の安定を図るとともに、求職活動を容易にする等その就職を促進し、あわせて、労働者の職業の安定に資するため、失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図ることを目的とする。

## ○労働災害補償保険法

第一条 労働者災害補償保険は、業務上の事由又は通勤による労働者の負傷、疾病、障害、死亡等に対して迅速かつ公正な保護をするため、必要な保険給付を行い、あわせて、業務上の事由又は通勤により負傷し、又は疾病にかかった労働者の社会復帰の促進、当該労働者及びその遺族の援護、労働者の安全及び衛生の確保等を図り、もって労働者の福祉の増進に寄与することを目的とする。

## ○厚生年金保険法

第一条 この法律は、労働者の老齢、障害又は死亡について保険給付を行い、労働者及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とし、あわせて厚生年金基金がその加入員に対して行う給付に関して必要な事項を定めるものとする。

法案が固まれば、国会情勢にもよりますが5月の連休明け頃には議員立法として国会に提案される見通しです。



# 市区町村で見た人口動態(出生・死亡)

厚生労働省・平成15年～平成19年人口動態保健所・市区町村別統計

「人口動態保健所・市区町村別統計」は、人口動態統計として公表されている各事象(出生、死亡、死産、婚姻及び離婚)について、保健所及び市区町村(今回は平成19年12月31日時点)ごとに、国勢調査の年を中心とした5年間のデータを取りまとめています。2月4日に公表された概況では、出生を表す指標である「合計特殊出生率」と、死亡を表す指標である「標準化死亡比」が示されており、以下では死亡に関するデータを紹介します。「標準化死亡比」とは、性、地域ごとに「全国の年齢階級別死亡率で死亡するとしたときのその地域の期待死亡数」に対する「実際の死亡数」の比を100倍して算出したもので、年齢構成の違いの影響を除いて死亡状況を表すもので、地域比較に用いられます。標準化死亡比が100より大きいということは、その地域の死亡状況は全国より悪いということを示し、100より小さいということは、全国より良いということを示します。

※詳しくは URL <http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/other/hoken09/index.html>

平成15～19年の標準化死亡比を市区町村別にみると、約半数の市区町村が95～105に分布していますが、標準化死亡比が低い方をみると、男性では神奈川県横浜市青葉区が72.9で最も低く、次いで神奈川県川崎市麻生区(73.5)、東京都国分寺市(75.1)となっています。女性では沖縄県北中城村が60.8で最も低く、次いで北海道壮瞥町(63.7)、神奈川県開成町(69.2)となっています。一方、高い方をみると、男性では大阪府大阪市西成区が170.3で最も高く、次いで東京都奥多摩町(149.6)、大阪府大阪市港区(138.7)となっています。女性では東京都奥多摩町が148.3で最も高く、次いで東京都日の出町(135.6)、大阪府大阪市西成区(131.5)となっています。男性上位には都市部が並んでおり、女性上位は郡部が多いことなどの原因に関し、日本福祉大学の近藤克則教授は、都市部での所得・ゆとりなどに基づく健康格差を指摘されています(NHK 男性が長生きする町 2008/7/29)。

	男性					女性					
	都道府県	市区町村		標準化死亡比	男性人口(人)	都道府県	市区町村		標準化死亡比	女性人口(人)	
上位順位	1	神奈川県	横浜市	青葉区	72.9	146 297	沖縄県	中頭郡	北中城村	60.8	8 128
	2	神奈川県	川崎市	麻生区	73.5	75 409	北海道	有珠郡	壮瞥町	63.7	1 850
	3	東京都	国分寺市		75.1	58 121	神奈川県	足柄上郡	開成町	69.2	7 634
	4	東京都	三鷹市		75.7	87 338	沖縄県	豊見城市		70.9	26 912
	5	大阪府	豊能郡	豊能町	77.1	11 316	沖縄県	国頭郡	本部町	71.2	7 200
	6	東京都	小金井市		77.3	56 596	群馬県	利根郡	川場村	71.5	2 223
	7	東京都	練馬区		78.1	338 191	兵庫県	川辺郡	猪名川町	72	15 798
	8	神奈川県	足柄上郡	開成町	80.4	7 390	山口県	熊毛郡	平生町	72.2	7 534
	9	宮城県	仙台市	泉区	80.8	101 038	沖縄県	国頭郡	今帰仁村	73.3	4 748
	10	大阪府	箕面市		80.9	60 440	沖縄県	島尻郡	南風原町	73.6	16 881
下位順位	1	大阪府	大阪市	西成区	170.3	74 630	東京都	西多摩郡	奥多摩町	148.3	3 436
	2	東京都	西多摩郡	奥多摩町	149.6	3 286	東京都	西多摩郡	日の出町	135.6	8 014
	3	大阪府	大阪市	港区	138.7	39 857	大阪府	大阪市	西成区	131.5	51 494
	4	北海道	歌志内市		133.1	2 326	埼玉県	児玉郡	神川町	130.5	7 316
	5	大阪府	大阪市	此花区	130.9	30 466	埼玉県	北埼玉郡	大和町	122.8	7 298
	6	青森県	下北郡	大間町	130.3	3 079	青森県	黒石市		122.8	20 421
	7	北海道	三笠市		129.7	5 414	北海道	浦河郡	浦河町	122.4	7 966
	8	神奈川県	横浜市	中区	129.6	69 025	青森県	北津軽郡	中泊町	121.5	7 520
	9	青森県	北津軽郡	板柳町	129.2	7 477	青森県	南津軽郡	大鰐町	121.5	6 508
	10	青森県	西津軽郡	鱒ヶ沢町	129.2	5 809	北海道	松前郡	福島町	121.3	3 126

## INDEX

巻頭エッセー 生活文化の再創造を	田中義二	1
冬水田んぼの取り組み	伊藤小友美	2
パネル「環境」レポート 生物多様性条約COP10		3
パネル「食と農」ともに考えよう！私たちの食料の未来		4
寄稿 市民・農業者・企業・行政の協働をめざして	有本信昭	5
食料・農業・農村基本計画の見直し作業始まる		6
協働労働の協同組合法制化へ運動すすむ	橋本吉広	7
情報ファイル 市町村でみた人口動態		8

2009年 2月25日(偶数月25日発行)

定価200円

(税・送料込み。年会費には購読料が含まれています)  
発行 特定非営利活動法人地域と協同の研究センター

代表理事 川崎直巳

〒464-0824 名古屋市中千種区稲舟通1-39

TEL 052-781-8280 FAX 052-781-8315

E-mail AEL03416@nifty.com

HP <http://www.tiiki-kyodo.net/>